

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和3年5月6日（令和3年（行個）諮問第64号）

答申日：令和4年7月28日（令和4年度（行個）答申第5063号）

事件名：本人が提出した社会保険労務士懲戒請求書に関する調査内容が分かる
文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1ないし8に掲げる保有個人情報（以下、順に「本件対象保有個人情報1」ないし「本件対象保有個人情報8」といい、併せて「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、別表の3欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和2年12月28日付け近厚発1228第12号により近畿厚生局長（以下「近畿厚生局長」又は「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び「審査請求の趣旨及び理由の確認について（補正依頼）」の回答の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

近畿厚生局特定A課、特定職員B氏が担当の職員であるが、調査前から調査後に当初言っていた事を怠り、問題の社会保険労務士に対する擁護する対応をして不正の事実を隠した。

審査請求人は、令和2年特定月末に特定ハローワークCの特定職員D氏に対して特定事業所と特定社会保険労務士が共謀して、特定ハローワークEにトライアル求人を出して助成金を不正受給したことを申告した。

不正受給の理由は社員や採用者に対し社会保険に未加入であったため。今日、令和3年特定日に近畿厚生局特定E課にて開示文書を見たところ、本件対象保有個人情報8に係る調査結果についての部分に表紙から4枚目の8行目からの（黒塗り）社会保険労務士による（黒塗り）からキャリアアップ助成金の相談があった際などに2回ほど、審査請求人の社会保険への加入が必要である旨を伝えている、の部分にも助成金のことが

明らかになっているが、近畿厚生局特定A課の特定職員B氏は当初から審査請求人に対して助成金の事は関係ないと嘘を今日までついた。

(2) 「審査請求書の趣旨及び理由の確認について（補正依頼）」の回答

開示された文書の黒塗り箇所を開示してほしい。だけではなく審査請求書の審査請求の趣旨及び理由，並びに裏面に続く，に記した内容が正当な理由である。

第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁の説明は，理由説明書及び補充理由説明書によると，おおむね以下のとおりである。

1 理由説明書

(1) 本件審査請求の経緯

ア 審査請求人は，令和2年12月3日付けで処分庁に対し，法の規定に基づき本件対象保有個人情報の開示請求を行った。

イ これに対して処分庁が別紙の1ないし8の文書を保有個人情報と特定し，一部開示の原処分を行ったところ，審査請求人はこれを不服として，令和3年1月8日付けで本件審査請求を提起したものである。

ウ 審査庁は，令和3年2月4日付けで，「審査請求の趣旨及び理由の確認について（補正依頼）」を審査請求人へ送付したが，回答期限である令和3年2月18日までに同人から回答がなかったため，同日付けで，再度同内容の「審査請求書の趣旨及び理由の確認について（補正依頼）」を同人へ送付した。

エ 令和3年3月1日，審査請求人より回答が送付され，「開示された文書の黒塗り箇所を開示してほしい」等記載されており，審査請求の趣旨及び理由が示された。

(2) 諮問庁としての考え方

本件対象保有個人情報について，原処分における不開示情報の一部につき不開示とする根拠条項を法14条2号から同条3号に変更した上で，その余の部分については原処分を維持することが妥当である。

(3) 理由

ア 不開示情報とその理由について

(ア) 法14条2号

原処分においては，以下の部分につき，開示請求者以外の個人に関する情報であって，当該情報に含まれる氏名，生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより，開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが，開示することにより，なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがある

ものであり，法14条2号に該当し，かつ，同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないため，不開示とした。

(不開示部分)

別紙 3 『1 対象となる社会保険労務士』中の『氏名』
『(補足メモ)』における『■経緯』中の『氏名』

別紙 5 『1 対象となる社会保険労務士』中の『氏名』

別紙 7 『回答者』中の『氏名』，『住所』，『被聴取者の署名
及び印影』

別紙 8 『氏名』，『生年月日』，『住所』
『別添』における『表題部分』中の『氏名』，『1 事
案の概要』中の『氏名』，『2 社会保険労務士に関する
事項』中の『氏名』，『4 事案の経過』中の『氏名』，
『5 事業所調査及び社労士検査の結果における事実確認
等』中の『氏名』

『資料一覧』の『6』の「聴取調書」における『回答者』
中の『氏名』，『住所』，『被聴取者の署名及び印影』

しかしながら，上記のうち，上記「別紙 8」における『生年月
日』及び『住所』を除く情報は，社会保険労務士業を営む個人の当
該事業に関する情報であるため，不開示とする根拠条項を法14条
2号から同条3号に変更することが適当である。

(イ) 法14条3号

以下の部分については，事業所名，事業所所在地等が含まれてお
り，これらは法人に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個
人の当該事業に関する情報であって，開示することにより，当該法
人又は当該個人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するお
それがあるものであり，法14条3号イに該当するため，不開示と
すべきである。

(不開示部分)

別紙 3 『1 対象となる社会保険労務士』中の『事務所名』，
『事務所所在地』，『2 対象となる事業所』，

『(補足メモ)』における『■経緯』中の『事業所名』

別紙 5 『1 対象となる社会保険労務士』中の『事務所名』，
『事務所所在地』，『2 対象となる事業所』

別紙 7 『勤務先』

別紙 8 『事務所名』，『事務所所在地』

『別添』における『1 事案の概要』中の『事業所名』，
『2 社会保険労務士に関する事項』中の『事務所の名
称』，『事務所所在地』，『4 事案の経過』中の『事業

所名』，『5 事業所調査及び社労士検査の結果における
事実確認等』中の『事業所名』

『資料一覧』の『6』の「聴取調書」における『勤務先』

なお、上記以外にも法14条3号に規定する情報があることは上
記（ア）で述べたとおりである。

（ウ）法14条7号柱書き及び同号イ

以下の部分については、日本年金機構や地方厚生局における調査
で確認する事項や資料等が記載されており、国の機関が行う事務に
関する情報であって、開示することにより、検査に係る事務に関し、
正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為
を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるものであり、
法14条7号柱書き及び同号イに該当するため、不開示とすべき
である。

（不開示部分）

別紙 3 『（補足メモ）』における『■確認いただきたい事項
（概要）』，『■提供いただきたい資料（年金事務所で行
われた事業所調査の内容とその結果に関する書類等）』，
『■確認いただきたい事項（詳細）』

別紙 4 『項番1，2，6ないし12』の『資料名』，『備考』，
『関係資料』

別紙 5 『別添 調査いただきたい事項』

別紙 6 『資料名』，『備考』，『関係資料』

別紙 7 『質問事項』，『回答内容』

別紙 8 『資料一覧』の『4，5』における『資料名』，『関係
資料』，『6』の「聴取調書」における『質問事項』，
『回答内容』

（エ）法14条7号ホ

『日本年金機構 近畿地域第二部長の印影』は、独立行政法人等
が行う事務に関する情報であって、開示することにより、独立行政
法人等に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するお
それがあるものであり、法14条7号ホに該当するため、不開示と
すべきである。

（不開示部分）

別紙 4 『日本年金機構 近畿地域第二部長の印影』

別紙 6 『日本年金機構 近畿地域第二部長の印影』

（4）結論

以上のとおり、本件審査請求については、不開示情報の一部につき不
開示とする根拠条項を法14条2号から同条3号に変更した上で、その

余の部分については原処分を維持することが妥当と考える。

2 補充理由説明書

理由説明書（3）ア（ア）の「しかしながら、上記のうち、上記「別紙8」における『生年月日』及び『住所』を除く情報は、社会保険労務士業を営む個人の当該事業に関する情報であるため、不開示とする根拠条項を法14条2号から同条3号に変更することが適当である。」を以下のように改める。

「しかしながら、上記のうち、上記「別紙7」の『住所』及び「別紙8」における『生年月日』及び『住所』を除く情報は、社会保険労務士業を営む個人の当該事業に関する情報であるため、不開示とする根拠条項を法14条2号から同条3号に変更することが適当である。」

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和3年5月6日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月27日 審議
- ④ 令和4年5月31日 委員の交代に伴う所要の手続の実施、本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑤ 同年6月29日 諮問庁から補充理由説明書を收受
- ⑥ 同年7月21日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求に対し、処分庁は、本件対象保有個人情報の一部を法14条2号、3号イ並びに7号柱書き、イ及びホに該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は不開示とされた部分の開示を求めている。

これに対して、諮問庁は、諮問に当たり、不開示部分の一部を不開示とする理由を法14条2号から同条3号イに変更した上で、原処分を維持することが妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

（1）開示すべき部分（別表の3欄に掲げる部分）について

ア 通番1、通番5、通番10①及び通番13①

通番1及び通番5は、「社会保険労務士の不正疑いに係る事業所調査の依頼について」に記載されている社会保険労務士の氏名、事務所名及び所在地並びに対象となる特定事業場の事業所名及び所在地、通番10①は「聴取調書」に記載されている社会保険労務士の氏名及び勤務先、通番13①は「社会保険労務士に関する懲戒請求に係る調査

結果について」の別添及び関係資料としての「聴取調書」に記載されている社会保険労務士の氏名及び事業所所在地等である。

当該部分は、審査請求人が特定事業場の職員であったこと、及び特定の社会保険労務士を名指しして社会保険労務士懲戒請求書を提出していることから、いずれも審査請求人が知り得る情報であると認められる。

このため、当該部分は、これを開示しても、特定事業場及び特定の社会保険労務士の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当せず、開示すべきである。

イ 通番2

当該部分は、近畿厚生局長から日本年金機構近畿地域第二部長へ宛てた「社会保険労務士の不正疑いに係る事業所調査の依頼について」の記載の一部であるが、懲戒請求書の提出のあった社会保険労務士の不正疑いに係る調査の実施に際しての確認事項として推認することができる一般的な内容が記載されているにすぎない。

このため、当該部分は、これを開示しても、地方厚生局が行う社会保険労務士の不正疑いに係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められず、同局が行う当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書き及びイのいずれにも該当せず、開示すべきである。

ウ 通番3①、通番3②、通番7①及び通番14②

当該部分は、日本年金機構近畿地域第二部長から近畿厚生局長へ宛てた「社会保険労務士の不正疑いに係る事業所調査の関係資料の送付」の記載の一部であるが、原処分において開示されている情報と同様の内容であるか、又はそれらから推認できる内容、審査請求人の行動等の事実関係が記載されており、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

したがって、当該部分は、上記イと同様の理由により、法14条7号柱書き及びイのいずれにも該当せず、開示すべきである。

エ 通番3③

当該部分は、審査請求人自身の賃金等に係る情報であり、同人が知り得る情報であると認められる。

したがって、当該部分は、上記イと同様の理由により、法14条7号柱書き及びイのいずれにも該当せず、開示すべきである。

オ 通番 6, 通番 7 ②-1 及び通番 1 4 ③

当該部分は、近畿厚生局長から日本年金機構近畿地域第二部長へ宛てた「社会保険労務士の不正疑いに係る事業所調査の依頼について」の「別添 調査いただきたい事項」の記載の一部であるが、標題、日本年金機構から特定事業所の事業主への記載依頼の注意事項及び様式にすぎない。

したがって、当該部分は、上記イと同様の理由により、法 1 4 条 7 号柱書き及びイのいずれにも該当せず、開示すべきである。

カ 通番 7 ②-2

当該部分は、日本年金機構近畿地域第二部長から近畿厚生局長に提供した関係資料の一部であるが、審査請求人に係る手続に関する書類であり、同人の知り得る情報であると認められる。

したがって、当該部分は、上記イと同様の理由により、法 1 4 条 7 号柱書き及びイのいずれにも該当せず、開示すべきである。

キ 通番 7 ③

当該部分は、特定事業場の法人登記に関する資料の一部であるが、当該資料は誰でも一定の手続を経れば申請及び交付を受けることができること並びに審査請求人が提出した資料にも添付されていることから、その内容は、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

したがって、当該部分は、上記イと同様の理由により、法 1 4 条 7 号柱書き及びイのいずれにも該当せず、開示すべきである。

ク 通番 1 1 及び通番 1 4 ④

当該部分は、聴取調書の「質問事項」及び「回答内容」の記載の一部であるが、審査請求人が提出した資料と同様の内容であるか、名指しされた社会保険労務士事務所のウェブサイトで既に公にされている情報であり、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

したがって、当該部分は、上記イと同様の理由により、法 1 4 条 7 号柱書き及びイのいずれにも該当せず、開示すべきである。

ケ 通番 1 4 ①

当該部分は、近畿厚生局年金調整課長から厚生労働省年金局事業企画課長補佐へ宛てた「社会保険労務士に関する懲戒請求に係る調査結果について」の資料の一覧表の一部であるが、原処分において開示されている情報と同様の内容であるか、それらから推認できる内容であり、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

したがって、当該部分は、上記イと同様の理由により、法 1 4 条 7 号柱書き及びイのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(2) その余の部分(別表の 3 欄に掲げる部分を除く部分)について

ア 法 1 4 条 2 号該当性

通番9及び通番12は、聴取調書に記載された社会保険労務士の住所並びに近畿厚生局年金調整課長から厚生労働省年金局事業企画課長補佐へ宛てた「社会保険労務士に関する懲戒請求に係る調査結果について」に記載された社会保険労務士の生年月日及び住所である。当該部分は、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

当該部分は、審査請求人が当該社会保険労務士の氏名を知り得る場合であっても、これらの情報まで開示する慣行があるとは認められない。このため、当該部分は、法14条2号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

また、当該部分は、個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 法14条3号イ該当性

(ア) 通番10②及び通番13②

当該部分は、聴取調書に記載された、社会保険労務士の自署による署名及び押印された印影である。

当該部分は、審査請求人が当該社会保険労務士の氏名を知り得る場合であっても、自署や印影まで開示する慣行があるとは認められず、これを開示すると、社会保険労務士事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

このため、当該部分は、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番13①

当該部分は、近畿厚生局年金調整課長から厚生労働省年金局事業企画課長補佐へ宛てた「社会保険労務士に関する懲戒請求に係る調査結果について」の別添の「5. 事業所調査及び社労士検査の結果における事実確認等」に記載された氏名及び事業所名であり、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。このため、当該部分は、これを開示すると、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条7号柱書き及びイ該当性

(ア) 通番2

当該部分は、近畿厚生局長から日本年金機構近畿地域第二部長へ

宛てた「社会保険労務士の不正疑いに係る事業所調査の依頼について」のうち、「■確認いただきたい事項（概要）」、「■提供いただきたい資料（年金事務所で行われた事業所調査の内容とその結果に関する書類等）」及び「■確認いただきたい事項（詳細）」の記載の一部であり、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

当該部分は、これを開示すると、地方厚生局及び日本年金機構の事業所の調査に係る調査手法の一端が明らかとなって、これらの機関が行う調査に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号イに該当し、同号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番3及び通番7①

通番3は、日本年金機構近畿地域第二部長から近畿厚生局長へ宛てた「社会保険労務士の不正疑いに係る事業所調査の関係資料の送付」、通番7①は日本年金機構近畿地域第二部長から近畿厚生局長へ宛てた「社会保険労務士の不正疑いに係る事業所調査の関係資料の送付」のそれぞれの記載の一部であり、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

当該部分は、これを開示すると日本年金機構の事業所の調査に係る調査手法の一端が明らかとなって、当該機関が行う調査に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号イに該当し、同号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(ウ) 通番6及び通番7②

通番6は、近畿厚生局長から日本年金機構近畿地域第二部長へ宛てた「社会保険労務士の不正疑いに係る事業所調査の依頼について」の「別添 調査いただきたい事項」の記載の一部、通番7②は、日本年金機構近畿地域第二部長から近畿厚生局長へ宛てた「社会保険労務士の不正疑いに係る事業所調査の関係資料の送付」の関係資料の一部（2頁ないし10頁は通番6に事業所の回答が記載されているもの）であり、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

したがって、当該部分は、上記（ア）と同様の理由により、法14条7号イに該当し、同号柱書きについて判断するまでもなく、不

開示とすることが妥当である。

(エ) 通番 1 1

通番 1 1 は、聴取調書に記載された質問事項及び回答内容の記載の一部であり、審査請求人が知り得る情報とは認められない。

当該部分は、これを開示すると、地方厚生局の社会保険労務士への調査に係る調査手法の一端が明らかとなって、当該機関が行う調査に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法 1 4 条 7 号イに該当し、同号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(オ) 通番 1 4

通番 1 4 は、近畿厚生局年金調整課長から厚生労働省年金局事業企画課長補佐へ宛てた「社会保険労務士に関する懲戒請求に係る調査結果について」並びに上記（イ）ないし（エ）において不開示とすることが妥当であるとした通番 3、通番 7 ②のうち 2 頁ないし 1 0 頁及び通番 1 1 の記載の一部であり、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

当該部分は、これを開示すると日本年金機構の事業所の調査に係る調査手法の一端が明らかとなって、当該機関が行う調査に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、上記（ア）と同様の理由により、法 1 4 条 7 号イに該当し、同号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

エ 法 1 4 条 7 号ホ該当性

通番 4 及び通番 8 は、「社会保険労務士の不正疑いに係る事業所調査の関係資料の送付」に押印された独立行政法人等である日本年金機構の近畿地域第二部長の印影であり、当該法人が提出した文書が原本に相違ないことを証明するために押印されたものである。当該印影は、証明部分が真正に作成されたことを示す認証的機能を有するものであり、それにふさわしい形状をしているものと認められ、これを開示すると、偽造されるおそれがあるなど、当該法人等に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれがある。

したがって、当該部分は、法 1 4 条 7 号ホに該当し、不開示とすることが妥当である。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号、3号イ並びに7号柱書き、イ及びホに該当するとして不開示とした決定について、諮問庁が、不開示とされた部分は同条2号、3号イ並びに7号柱書き、イ及びホに該当することから不開示とすべきとしていることについては、同表の3欄に掲げる部分を除く部分は、同条2号、3号イ並びに7号イ及びホに該当すると認められるので、同号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることは妥当であるが、同欄に掲げる部分は、同条2号、3号イ並びに7号柱書き、イ及びホのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 長屋 聡, 委員 久末弥生, 委員 葭葉裕子

別紙 本件対象保有個人情報

文書1 本件対象保有個人情報1

「令和元年5月29日付，社会保険労務士懲戒請求書一式」に記録された保有個人情報

文書2 本件対象保有個人情報2

「令和元年8月6日付，兵庫労働局より送付された資料一式」に記録された保有個人情報

文書3 本件対象保有個人情報3

「社会保険労務士の不正疑いに係る事業所調査の依頼について（令和元年8月23日付け近厚発0823第61号）」に記録された保有個人情報

文書4 本件対象保有個人情報4

「社会保険労務士の不正疑いに係る事業所調査の関係資料の送付（令和元年10月1日付け年機構発第23号）」に記録された保有個人情報

文書5 本件対象保有個人情報5

「社会保険労務士の不正疑いに係る事業所調査の依頼について（令和2年7月30日付け近厚発0730第20号）」に記録された保有個人情報

文書6 本件対象保有個人情報6

「社会保険労務士の不正疑いに係る事業所調査の関係資料の送付（令和2年9月9日付け年機構発第8号）」に記録された保有個人情報

文書7 本件対象保有個人情報7

「聴取調書」に記録された保有個人情報

文書8 本件対象保有個人情報8

「社会保険労務士に関する懲戒請求に係る調査結果について」に記録された保有個人情報

別表 不開示情報該当性

1 文書番号，文書名及び頁	2 不開示を維持する部分			3 2 欄のうち新たに開示すべき部分	
	該当箇所	法14条各号該当性等	通番		
文書3 社会保険労務士の不正疑いに係る事業所調査の依頼について	1ないし4	1 頁「1 対象となる社会保険労務士」中の「氏名」，「事務所名」，「事務所所在地」，「2 対象となる事業所」，2 頁「(補足メモ)」における「■経緯」中の「氏名」及び「事業所名」	3号イ	1	全て
		2 頁「(補足メモ)」における「■確認いただきたい事項(概要)」，「■提供いただきたい資料(年金事務所で行われた事業所調査の内容とその結果に関する書類等)」，3 頁及び4 頁「■確認いただきたい事項(詳細)」	7号イ	2	2 頁「(補足メモ)」における「■確認いただきたい事項(概要)」のうち，1 行目1 文字目ないし9 文字目，2 3 文字目ないし最終文字，2 行目1 文字目ないし5 文字目，1 9 文字目ないし3 行目
文書4 社会保険労務士の不正疑いに係る事業所調査の関係資	1ないし5	1 頁「項番1，2，6ないし12」の「資料名」，「備考」(項番11 及び12)，2 頁ないし4 頁及び2 4 頁ないし5 5 頁「関係資料」	7号イ	3	① 1 頁「項番2，8ないし10」 ② 3 頁1 行目及び2 行目，表左1 行目ないし4 行目左枠，表左1 行目中枠及び右枠，表左2 行目右枠，表左3 行目右枠，表左4 行目中枠のうち1 行目ないし

	料の送付					4行目，8行目及び9行目，表左4行目右枠1行目ないし4行目，8行目1文字目ないし19文字目，23文字目ないし最終文字，表左4行目右枠9行目3文字目ないし7文字目，4頁1行目及び2行目，表左1行目，表中枠1行目，10行目ないし27行目，表右枠1行目，10行目ないし27行目 ③ 26頁ないし53頁
			1頁の日本年金機構近畿地域第二部長の印影	7号ホ	4	—
文書5	社会保険労務士の不正疑いに係る事業所調査の依頼について	1ないし10	1頁「1 対象となる社会保険労務士」中の「氏名」，「事務所名」，「事務所所在地」，「2 対象となる事業所」	3号イ	5	全て
			2頁ないし10頁「別添 調査いただきたい事項」	7号柱書き，7号イ	6	2頁1行目ないし4行目，10頁9行目ないし14行目
文書6	社会保険労務士の不正疑いに係る事業所調査の関係資料の送付	1ないし27	① 1頁「資料名」，「備考」 ② 「関係資料」2頁ないし24頁，27頁 ③ 「関係資料」25頁及び26頁	7号柱書き，7号イ	7	① 「資料名」欄の1枠目 ②-1 2頁1行目ないし4行目，10頁9行目ないし14行目 ②-2 11頁及び12頁 ③ 全て
			1頁の日本年金機構近畿地域第二部長の印影	7号ホ	8	—

文 書 7	聴取調 書	1 ないし	1 頁「回答者」中の「住所」	2 号	9	—
		1 1	① 1 頁「回答者」中の「氏名」, 「勤務先」 ② 1 頁, 1 0 頁及び 1 1 頁「被聴取者の署名及び印影」	3 号 イ	1 0	① 全て ② —
			1 頁ないし 1 0 頁「質問事項」(1 頁 1 枠目ないし 5 枠, 2 頁 1 枠目を除く。), 1 頁ないし 1 0 頁「回答内容」(1 頁 1 枠目を除く。)	7 号 柱書き, 7 号 イ	1 1	1 頁「回答内容」欄 2 枠目 1 行目, 3 枠目, 5 枠目, 2 頁「回答内容」欄 1 枠目
文 書 8	社会保 険労務 士に関 する懲 戒請求 に係る 調査結 果につ いて	1 ないし	1 頁「生年月日」, 「住所」, 2 6 頁「回答者」中の「住所」	2 号	1 2	—
		3 5	① 1 頁「氏名」, 「事務所名」, 「事務所所在地」, 2 頁「別添」における「表題部分」中の「氏名」, 「1 事案の概要」中の「氏名」及び「事業所名」, 「2 社会保険労務士に関する事項」中の「氏名」, 「事務所の名称」及び「事務所所在地」, 4 頁「4 事案の経過」中の「氏名」及び「事業所名」, 3 頁ないし 5 頁「5 事業所調査及び社労士検査の結果における事実確認等」中の「氏名」, 「事業所名」, 6 頁「資料一	3 号 イ	1 3	① 1 頁「氏名」, 「事務所名」, 「事務所所在地」, 2 頁全て, 3 頁「4 事案の経過」全て, 3 頁ないし 5 頁の「5 事業所調査及び社労士検査の結果における事実確認等」のうち「社労士」と記載されている部分の直前の 2 文字, 2 6 頁の「聴取調書」における「回答者」の「氏名」, 「勤務先」 ② —

		<p>覧」の「6」の「聴取調書」（26頁ないし35頁）における「回答者」中の「氏名」，「勤務先」</p> <p>②「聴取調書」26頁及び35頁の「被聴取者の署名及び印影」</p>			
		<p>6頁「資料一覧」の「4」及び「5」における「資料名」，14頁ないし25頁の「関係資料」，26頁ないし35頁の「聴取調書」における「質問事項」（26頁1枠目ないし5枠目，27頁1枠目を除く。）及び「回答内容」（26頁1枠目を除く。）</p>	7号 14 7号 イ	14	<p>① 6頁「資料一覧」の「5」における「資料名」</p> <p>② 15頁1行目及び2行目，表左1行目ないし4行目左枠，表左1行目中枠及び右枠，表左2行目右枠，表左3行目右枠，表左4行目中枠のうち1行目ないし4行目，8行目及び9行目，表左4行目右枠1行目ないし4行目，8行目1文字目ないし19文字目，23文字目ないし最終文字，表左4行目右枠9行目3文字目ないし7文字目，16頁1行目及び2行目，表左1行目，表中枠1行目，10行目ないし27行目，表右枠1行目，10行目ないし27行目</p> <p>③ 17頁1行目ないし4行目，25頁9行目ないし14行目</p> <p>④ 26頁「回答内容」欄2枠目1行目，3枠目，5枠目，27頁「回答内容」欄1枠目</p>

(注) 当審査会事務局において，理由説明書及び補充理由説明書に基づき作成した（白紙頁は頁数に含まない。）。

また，文書1及び文書2については，全部開示されているため，記載を

省略した。